

八 木 田 町 内 会 運 営

八木田町内会の最高決議機関は総会！（毎年1月に開催）

- 1 代議員＝班長(現・新班長 83 名×2)166 名＋現理事 18 名＋役員 3 名＝187 名
- 2 総会で承認された議案を、執行するのが、執行部組織(役員、理事、班長)です。

理 事 会(毎月第3日曜日)(役員、各地区理事で構成)

- 1 町内会全体的活動内容の報告、提言、審議事項の討議と承認
- 2 各部が活動計画上の問題、及び各地区からの問題点提議を、理事会で審議し対策を練る
- 3 総務部からの情報伝達(行政から、町内から、各種団体から)と確認(部署、内容)

執 行 機 関

- 1 会長、副会長は、全体を統括する。
- 2 各地区理事は、執行機関である各専門部を担当する。
- 3 専門部は、事業計画を策定し責任をもって執行する。

- | | |
|---------|-------|
| 1 総務部 | 4 厚生部 |
| 2 会計部 | 5 土木部 |
| 3 福祉文化部 | 6 体育部 |

各 地 区 理 事(町内会は18地区・地区理事18名)

- 1 理事会の報告・審議・承認事項を、地区理事から地区内班長に伝達する。
- 2 地区内で発生した問題(住民の転出・転入、弔事ごと、ゴミ問題)等のまとめ役となる。
- 3 地区内会員及び班長のご意見、ご提言を「報・連・相」し、必要なら理事会に諮る。

【自主防災部会】の【各専門部長及び部員】です！

班 長(18地区・73班・班長73名)

【自主防災部会】の【各専門部班員】です！

- 1 情報伝達は最大限「迅速に」を心がける。
- 2 期限付きの文書事項には細心の注意を払う。
- 3 班内の要望事項をまとめ、地区担当理事に報告する。
- 4 班長さんは班内の相談役の任を担ってください。

自主防災部会

- | | |
|---------|----------|
| 1 情報部 | 4 避難誘導部 |
| 2 消防部 | 5 給食給水部 |
| 3 救出救護部 | 【啓発防災活動】 |
- 非常時！ 防災要員！です！！

町 内 会 員 各 世 帯

- 1 班内の問題は、会員から(班長さんが気付いたことも含めて！)班長に連絡し、班長が状況を把握し、地区担当理事とお互いに「報・連・相」をする。
- 2 地区担当理事は、会員・班長からあげられた諸問題を、理事会に諮る。
- 3 各地区の諸問題を、少しでもより良い解決策を実行していくことが大事です。